

- 夕張市財政再生計画の変更…………… 2
- 平成26年度市政執行方針・教育行政執行方針… 5
- 平成26年度夕張市当初予算…………… 12
- 夕張市医療保健対策協議会からの答申…………… 16
- 4月から消費税率が8%に引き上げられました… 18
- STOP滞納！今年度の収納対策…………… 19
- 夕張シューパロダムについて…………… 20



## 三弦橋～幻の文化財に～

シューパロ湖に架かる三弦橋（正式名：夕張岳森林鉄道第一号橋梁）。世界的にも珍しい三弦トラス構造の鉄道橋で、この三弦橋を含む合計25の橋が「夕張シューパロダム湖周辺の橋梁群とその景観」として、平成24年に夕張市の文化財に指定されています。

3月4日から夕張シューパロダムの試験湛水が始まりました。三弦橋はシューパロ湖の水位上昇に伴い、4月下旬には水没する予定です。その後は、水位が下がったときだけ姿を見せる幻の文化財となります。

## 夕張市財政再生計画の変更

### (平成25年度第5次と平成26年度第1次)

総務大臣あてに協議を行った「夕張市財政再生計画の変更(平成25年度第5次と平成26年度第1次(3月))」について、総務大臣から同意が得られました。

今回の計画変更による財政再生計画期間の変更はありません。

同意が得られた変更の、主な内容を次のとおりお知らせします。

### 平成25年度(第5次)の計画変更

#### 【一般会計】

◆歳入 182、449千円

農業基盤整備促進事業、プトマチャンベツ川河川対策事業、重度心身障害者医療費給付事務費、し尿処理場建設、合併処理浄化槽設置普及事業、予防接種健康被害調査委員会開催経費、疾病予防対策事業費等繰出金、障害福祉サービス給付費、療養介護医療給付費、人件費(生活保護総務費)、生活扶助等給付費、J-ALERT(全国瞬時警報システム)整備事業、臨時福祉給付金給付事業、子育て世帯臨時特例給付金給付事業に対して

見込まれる国道支出金の増

変更額 398、725千円

中体連各種体育大会選手派遣費補助に充当する財源として、「夕張子ども・文化振興基金」からの繰入金金の増

変更額 248千円

現計予算で財政調整基金繰入金を充当していた事業の一部について、国庫支出金と地方債により財源振替が見込まれることから、繰入金を減額

変更額 ▲176、639千円

プトマチャンベツ川河川対策事業の実施に伴う地方債収入の増

変更額 62、300千円

し尿処理場建設にあたって、事業費が入札減などにより減少したこと、また、他の充当財源

変更額 ▲219、000千円

「幸福の黄色いハンカチ基金」に積み立てるための指定寄附金収入の増

変更額 30、234千円

「幸福の黄色いハンカチ基金」を運用したことにより生じた利子に係る積立金の増

変更額 48千円

である国庫支出金が現計予算を上回る見込みであることから地方債収入を減額

変更額 ▲219、000千円

「幸福の黄色いハンカチ基金」に積み立てるための指定寄附金収入の増

変更額 30、234千円

「幸福の黄色いハンカチ基金」を運用したことによる財産収入の増

変更額 48千円

旧美術館の屋根崩落について支払われる見込である損害賠償金の増

変更額 85、256千円

消防団員の退職者が当初見込を上回る状況であることから、消防団員等公務災害補償等共済基金からの報償金受入金の増

変更額 1、277千円

◆歳出 182、449千円

夕張まちづくり寄附条例に基づく寄附金収入を「幸福の黄色いハンカチ基金」へ積み立てる経費の増

変更額 30、234千円

「幸福の黄色いハンカチ基金」を運用したことにより生じた利子に係る積立金の増

変更額 48千円

退職手当の増額に伴う人件費の増

変更額 1、637千円

基幹作物であるメロンと長いもの生産安定を図るため、暗きよ排水や客土などの基盤整備を行う事業者に対して補助を行う経費の増

変更額 11、355千円

9月変更により予算計上したプトマチャンベツ川に係る災害復旧事業について、災害査定の結果、財源として国庫補助金と地方債が見込まれるため、財源振替を行う経費

変更額 0千円(財源振替)

9、562千円

もの生産安定を図るため、暗きよ排水や客土などの基盤整備を行う事業者に対して補助を行う経費の増

変更額 11、355千円

9月変更により予算計上したプトマチャンベツ川に係る災害復旧事業について、災害査定の結果、財源として国庫補助金と地方債が見込まれるため、財源振替を行う経費

変更額 0千円(財源振替)

プトマチャンベツ川の災害復旧事業に係る災害査定に伴い、高松ズリ山対策事業の一部について災害復旧費に予算組替を行い、関係経費に係る性質区分を変更

変更額 0千円(性質区分の変更)

9月変更により予算計上したプトマチャンベツ川に係る災害復旧事業について、事業費の増加分と下流側の事業分に係る経費の増

変更額 94、778千円

ロードヒーティング、街灯、道路維持センター管理に係る電気料について、料金の引き上げに伴い見込まれる経費の増

変更額 1、637千円

市道の除雪経費について、今

変更額 26千円

後の降雪状況により除雪費が不足する恐れがあることによる経費の増

変更額 21、594千円

清陵浴場の受電設備について、高圧引き込みケーブルの一部断線や高圧ガス開閉器の劣化に係る修繕を実施するための経費の増

変更額 971千円

し尿処理場の維持管理に係る燃料費と電気料について、重油単価と電気料金の引き上げにより見込まれる経費の増

変更額 2、352千円

重度心身障害者医療費給付に関する受診件数の増による手数料の増

変更額 224千円

当初予算において計上していた、し尿処理場建設に係る経費について、事業費確定により減額するとともに、国庫支出金が現計予算を上回る見込みであることから財源振替を行う経費

変更額 ▲186、878千円

合併処理浄化槽設置普及事業に係る補助金について、平成25年度の国庫支出金が確定したため財源振替を行う経費

変更額 0千円(財源振替)

予防接種健康被害調査委員会を開催するための経費の増

変更額 26千円

市が行う保健推進事業のうち、クレアチニン検査について補助対象となる旨通知があったことから、該当事業に充当するため国民健康保険事業会計に繰出しを行う経費の増

**変更額** 43千円

平成24年度のがん検診推進事業費補助金が確定し、返還金が生じたことによる過年度過誤納還付金の増

**変更額** 421千円

新規利用者の増などによる障害福祉サービス給付費の増

**変更額** 39、033千円

18歳以上の障害児施設入所者に係る医療費が当初見込を上回る状況であることから、療養介護医療給付費の増

**変更額** 828千円

生活保護に係る面接相談を行う職員の人件費について、該当事業分の補助金の内示が見送られたため、当該国庫支出金を減額し、代替に交付される道支出金に財源振替を行う経費

**変更額** 0千円(財源振替)

診療報酬明細書点検等充実事業のうち、一部が補助対象外であることが判明したことから、国庫支出金から一般財源へ振替を行う経費

**変更額** 0千円(財源振替)

中体連各種体育大会選手派遣費補助について、当初見込より大会に参加する生徒が多く、今後の必要経費に不足が生じる見通しであることによる経費の増

**変更額** 248千円

子どもと青少年の健全育成並びに市民の文化振興に資することを目的とした事業に充てるため、旧美術館屋根崩落に係る損害賠償金を「夕張子ども・文化振興基金」に積み立てる経費の増

**変更額** 79、904千円

消防庁舎と消防車両の燃料費について、原油価格の高騰により見込まれる経費の増

**変更額** 443千円

消防団員の退職者が当初見込を上回る状況であることによる退職報償金の増

**変更額** 1、277千円

平成21年度に整備したJ-ALERT(全国瞬時警報システム)について、いち早く住民周知を行えるよう避難所に指定されている公共施設の放送設備に自動起動装置を設置するための経費の増

**変更額** 9、958千円

災害復旧事業債に係る後年度の公債費について、普通交付税措置分を除いた市の実質負担に

係る全期間の一般財源負担分を財政再生計画調整基金に積み立てるための経費の増

**変更額** 3、033千円

消費税率引上げに伴い、低所得者に適切な配慮を行うため、臨時的な措置として国の補正予算に計上された臨時福祉給付金給付事業について、給付費と関係事務費に係る経費の増

**変更額** 51、532千円

消費税率引上げに伴い、子育て世代に適切な配慮を行うため、臨時的な措置として国の補正予算に計上された子育て世帯臨時特例給付金給付事業について、給付費と関係事務費に係る経費の増

**変更額** 8、881千円

消費税率引上げに伴う介護報酬の改定と区分支給限度基準額の引上げにより、介護保険事務システムの改修を行うため、繰出基準に基づき、関係経費を介護保険事業会計に繰り出す経費の増

**変更額** 945千円

### 財政再生計画本文の修正

◆職員への待遇改善を図るため、平成26年度より期末勤勉手当の基礎額を削減後本俸額より削減前本俸額に置き換えて支給する

予定であることから、このことに係る計画本文について修正を行いました。

◆「東日本大震災からの復興に關し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に關する地方税の臨時特例に關する法律」の施行に伴い、平成26年4月より個人市民税均等割の税額を改正する予定であることから、このことに係る計画本文について修正を行いました。

### 平成26年度(第1次)の計画変更

#### 〔一般会計〕

歳入 1、869、583千円  
平成25年度決算見込みの状況などに基づき算定した地方税収入の増

**変更額** 8、523千円

平成25年度決算見込みの状況や平成26年度地方財政計画を参考に算定した地方譲与税収入の減

**変更額** ▲9、368千円

臨時財政対策債分を除いたことによる地方交付税の減

**変更額** ▲253、087千円

無線システム普及支援事業費等補助金や障害者介護給付費等負担金に係る国庫負担金収入の増など

**変更額** 315、907千円

障害者介護給付費等負担金や森林整備加速化・林業再生事業補助金に係る道支出金収入の増など

**変更額** 82、098千円

「財政調整基金」、「幸福の黄色いハンカチ基金」、「財政再生計画調整基金」などの各種基金からの繰入れの増など

**変更額** 954、312千円

臨時財政対策債と過疎対策事業債(ソフト分)の新規計上やし尿処理場建設事業債などの地方債収入の増

**変更額** 778、287千円

その他、自動車取得税交付金や利子割交付金など各種交付金の減、賃貸住宅使用料など使用料の減、土地売却代などの増

**変更額** ▲7、089千円

歳出 1、869、583千円  
職員の給与改善に伴う職員手当や追加採用による人件費の増

**変更額** 47、238千円

総合行政システム運用保守委託料や建築物耐震診断委託料などによる物件費の増

**変更額** 120、523千円

市営住宅再編事業に係る修繕経費や除雪委託料(市営住宅管



平成二十六年第一回定例市議会が三月七日開催され、市長が平成二十六年年度の市政執行方針、教育長が教育行政執行方針を示しました。その概要をお知らせします。

市政執行方針

私の任期も残すところ1年余りとなりました。平成26年度は、市長として任期総括の年です。

任期1年目は、国、北海道及び夕張市の三者協議をはじめとした夕張再生を実現するための「体制」を構築する年と位置付けました。続く2年目は、再生を支える「住宅」「交通」「医療」といった政策の3本柱を打ち出しました。

平成25年度は、政策の3本柱に「子育て環境の充実」を加えた4つの重要政策の実行の年と位置付け、具体的にアクションを起こしてきました。

平成26年度は、私の任期総括の年として、ゆうばりの「希望を創る」年と位置付け、これまで積み上げてきた政策を着実に実施しつつ、将来の夕張の未来に「希望」を見いだせるよう、全力で市政運営に取り組みます。

市政運営に当たつての基  
本姿勢

本年1月に開会した第186回国会において、安倍内閣総理大臣は、施政方針演説の中で『日本の中に眠る、ありとあらゆる「可能性」を開花させる』という新しい国のビジョンを示し、『「不可能だ」と諦める心を打ち捨て、わずかでも「可能性」を信じて行動を起こす。一人ひとりが自信を持って、それぞれの持ち場で頑張ることが、世の中を変える大きな力になると信じます。』と述べました。

また、「元氣な地方を創る」方策として、「中心市街地に生活機能を集約し、併せて地方の公共交通を再生することにより、まち全体の活性化につなげてまいります。」「さらには、「活力ある故郷（ふるさと）の再生こそが、日本の元氣につながります。』と述べました。

私はこれまで「厳しい時代、厳しい環境下にあればこそ、頑張る姿が輝くものであると信じ、これからの市政運営と新たなま



ちづくりに挑戦していきたい。」「最も厳しい条件下にある夕張が真の再生を成し遂げることで、地域の再生に向けた希望の輝きを他の自治体に示すことができると訴え続けてきました。

安倍総理が示したこれからの日本のビジョンは、まさに我々が今まで力を合わせ取り組んできた再生に向けたビジョンと重なるものです。

一日も早く夕張の再生が実現するよう、これまでの取り組みをしつかりと前に進めつつ、夕張の「希望」につなげていきます。

夕張の「希望を創る」  
2つの視点

本市は、平成25年度より再生振替特別債の元金償還が始まり、今後も償還財源を確実に確保し

ていくことが求められています。全国の地方自治体が遅かれ早かれ直面する人口減少と少子高齢化については、今後ますます進行することが見込まれています。

この厳しい状況下にあっても、決して悲観することなく、現実をしつかりと見据え、将来に希望が持てる政策を打ち出していくことが必要であると考えています。

夕張の「希望を創る」ため、これまで進めてきた財政再建・地域再生の実現に向けた取り組みを着実に進めていくという視点と、政策実施の前提となる「財源」と「人間」を確保するため、夕張に存在するあらゆる「資源」を有効活用していくという2つの視点に立って、この難題に立ち向かっていきます。

視点1 財政再建・地域再生の実現に向けた取り組みの着実な実施

◆三者協議の充実

夕張再生に向けた取り組みとして、財政再建については、市の責任としてしつかりと財源を確保していくことを基本としつつも、真の夕張の再生は、地域再生を同時に図っていくことが必要であると考え、この思いをより実現性の高いものとするために、本市・北海道・そして国の三者による協議ルールを構築しました。

平成26年度は、「住宅再編事業第II期工事」などのコンパクトシティの構築に不可欠な事業を実施するため、現行の財政再生計画の大きな見直しを求めていくことが必要であり、将来の夕張再生の取り組みを左右する重要な年と位置付けています。

本市が取り組む財源確保方策をしつかりと伝え、三者共通の認識のもと、再生に必要な事業の実施に向けた計画の見直しについて具体的協議を行います。

◆「重要政策」の総仕上げ

夕張市全体の構造を再構築するコンパクトシティの実現に向け、任期2年目にその核となる「住宅」「交通」「医療」という

3つの政策を柱とすることを打ち出し、今年度、新たに「子育て環境の充実」を追加しました。

夕張市が目指すコンパクトシティは、市民の皆さんが安心して住み続けることができる「まち」をつくる、そして、その「まち」を後世に引き継ぎ、持続可能な「まち」を目指すものです。コンパクトシティの実現に向けたあらゆる挑戦を続けていきま

す。平成26年度は、これらの政策について、任期の総仕上げとして、各政策を着実に進めます。

## ①住宅政策

市営住宅の再編事業については、平成23年度以降、これまで南清水沢1丁目地区の「歩（あゆみ）団地」をはじめ、今年度完成予定の南清水沢4丁目地区に「萌（めばえ）団地」として、合計60戸の木造平屋住宅の建設を着実に進めてきたところです。

新しいまちづくりの取り組みが、市民の皆さんの目に見える形で一つずつ実現しつつあることは、ひとえに住宅移転にご理解をいただいた皆さんのご協力があっての結果です。

平成26年度は、清水沢宮前団地の建替え事業に着手するとともに、真谷地地区の団地内集約

事業が完了するよう入居者の皆さんのご協力をいただきながら進めます。

市営住宅の管理戸数の適正化・効率化やコンパクトなまちづくりへの観点も踏まえ、平成26年度の三者協議において、平成28年度以降の住宅再編事業の継続に向けて協議を進めます。

北海道の支援事業である道営住宅の建設推進についても、本市のコンパクトなまちづくりを進める上で大きな役割を担う事業となります。

平成26年度には、南清水沢3丁目地区に、道営住宅「実（みのり）団地」として木造平屋30戸が建設される予定です。引き続き道営住宅の建設についても、円滑な建設促進が図られるよう、地元の調整役として適切に取り組みます。

## ②交通政策

平成24年3月、コンパクトシティの構築に向けたマスタープランを策定し、これを踏まえ、昨年度、本市における持続可能な交通体系の構築を目指す「夕張市生活交通ネットワーク計画」を策定しました。本計画が目指す方向は、市民の皆さんの「足」を確保することです。

現在、市内には、JR北海道

が運営する夕張支線のほか、夕鉄バスが運営するバス路線、さらには、2つのタクシー事業者が市民の皆さんの足を確保しています。

今後の人口動向を踏まえると、市内交通事業者の経営環境が厳しさを増すことが予想されます。本市としては、交通事業者において、市民の足の確保を維持していただくことを基本としつ

つも、JR北海道が開発したDMVやデマンド交通などの新たな交通手段についても、各交通事業者間の調整を図りながら、本市への導入可能性について引き続き検討します。

さらには、安倍政権が目指す「地方の公共交通を再生することにより、まち全体の活性化につなげる」という方針を踏まえ、関係事業者との連携を図りつつ、本市の取り組みを積極的に発信してまいります。

## ③医療政策

時中断したものの、本年2月20日に「夕張市地域医療行動計画及び市立診療所のあり方について」答申をいただいたところであり、今後は、この答申を尊重し本市の地域医療の確保に努めます。

市立診療所のあり方については、建設場所を将来の都市拠点である清水沢地区とし、当初平成29年度に新たな施設での供用開始としていたものを、最長10年程度先延ばし、平成39年度までに供用を開始することとしました。

当面、現在の指定管理者の指定期間が平成28年度末となっていることから、新たな施設の建設を待つことなく、平成27年度中には再公募を実施することが必要となります。

公募に当たっては、現在抱えている地域医療の問題解決を目指し、高齢社会に対応した医療、初期救急医療体制の強化、市立診療所を中核とした市内医療機関との連携体制を実現します。

市立診療所の安定的な運営を行うためには、社会医療法人制度を活用することが、現状と合致し非常に有効であり、その前提となるべき地診療所の認定が不可欠の要件と考えています。

清水沢地区に移転する場合、現状では2つの医療機関があり、へき地診療所として認定されるためには、なお一定の期間が必要と考えています。

今後地域医療をどのように確保していくのか、拙速とならないよう夕張医師会や市内医療機関と十分に協議を行ってまいります。

一方、現施設を今後約15年程度維持するためには、修繕費が相当程度必要となる見込みとなっており、実施に当たっては、その必要性を見極め、事業実施時期や費用対効果を十分検討しながら、随時決定してまいります。

## ④子育て政策

子育て環境の充実、次世代の本市を支える人材の育成という視点からだけでなく、本市の人口減少の主な要因である「社会減」を食い止める視点からも不可欠な政策と認識し、その対策が急務です。

これまでも子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、就学前児童の医療費無料化の実現に取り組み、昨年10月より医療費の無料化を実施してきました。子育て世代の市内定住化促進の一步として今後期待を寄せて

います。  
定住化対策として、民間賃貸住宅の建設促進を目的とした補助事業を平成25年度から開始し、平成26年度においては、「民間」の強みを活かしたこの取り組みを加速していきます。



今後、更なる子育て環境の充実に向けた具体的施策を打ち出していく上で、必要となる子育て世代の現状や課題について、本年1月から保護者アンケートを行っていきます。2月には「夕張市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る体制を構築しました。アンケート結果や、子ども・子育て会議での議論などを踏まえながら、本市における「子ども・子育て支援事業計画」を平

成26年度中に策定するなど、子育て施策を進めます。

今後とも、子育て世代の多くの方々から、これからも夕張に住み続けたいと思っていただけの魅力あるまちづくりを進めるため、子育てのしやすい環境づくりに積極的に取り組みます。

子育て環境の充実を進めていくためには、教育行政との連携も不可欠であるため、教育委員会ともしっかりと連携をとりながら検討を進めます。

## ⑤その他の政策

市長就任時の所信表明において「安心して生活できる夕張づくり」として、市民の健康、世代を超えた交流のまち、市民に優しい除雪、排雪の確保などを訴えました。

先月、関東を中心にこれまでの想定をはるかに超える大雪が降りました。その結果、自治体機能が喪失されるなど大きな混乱が生じ、住民が危険にさらされる事態を目の当たりにしたところでした。市政を預かる身として、皆さんが安心して生活できる夕張づくりに向け、改めて気を引き締めたところです。

昨年、融雪を原因とする災害によって、高松にあるズリ山が崩落するなど、本市においても

災害が発生しています。平成25年度、ハザードマップを作成し、配付しましたが、今後より一層市民の皆さんの安全・安心を確保するための施策の充実を検討していきます。地域の安全は地域で守ることが重要であると考へ、それを支える地域コミュニティの維持に向けた取り組みを進めます。

地域一体で健康づくり、介護予防に取り組むため、筋肉を鍛えながら身体のバランス能力を高める「ゆうばり貯筋体操」についても引き続き普及に努めます。



本市の農業振興については、経済基盤の安定化と活性化を促進するため、基幹産業である夕張メロンを中心とした農業振興に対する支援として、引き続き農業振興協議会での議論を踏まえ、国や北海道の補助制度を活

用し、取り組みます。

商工振興については、引き続き商工会議所と連携を密に、国などの活性化支援策について情報提供を行っていきます。企業誘致の促進についても、各工業団地が完売したことから、休廃止企業に代わる新たな企業の誘致に取り組みます。

観光振興についても引き続き「地域おこし協力隊制度」を活用し、地域の活性化に資する新たな企画を実施します。

## 視点2 夕張に存在するあらゆる「資源」を活かす

政策実施の前提となる「財源」と「人間」を確保する

この夕張には二つの貴重な資源が眠っていると考えています。一つは、夕張の繁栄を支えた「地下資源」をはじめとする地域資源。もう一つは、これからの夕張のまちづくりを支える「人的資源」です。

地域資源の活用については、時代の流れに沿った活用を模索し、人的資源についても、行政執行体制の確保に向け取り組んでいきます。

## ◆「地域資源」を活かす地域活力を生み出す取り組み

### ①将来的な資源(CBMの活用)

CBM開発に向けた取り組みについては、これまでの本市の取り組みが一定程度評価され、昨年の三者協議でも前向きに進めていくことが確認されました。これを受け、本市は昨年の夏以降、開発意欲のある民間企業や有識者との意見交換を重ね、開発着手に向けた課題の整理を行ってきました。

併せて、あらゆる機会を利用して、日本初のCBM開発事業への本市の想いを発信してきました。

本年2月には、商工会議所主催の勉強会が開催され、今後、CBM開発の実現に向け、商工会議所をはじめとする経済界と夕張市議会、行政が一体となつて取り組んでいくことが確認されました。

平成26年度においては、夕張でのCBM開発の機運を高めるための取り組みを引き続き展開しつつ、まずは、事業化の前提となる「試掘」の実現を目指します。

### ②現在(いま)ある資源の活用

本市の各所に存在する「ズリ山」は、これまで、利用価値の乏しい「炭鉱時代の負の遺産」とみなされてきました。昨年、プトマチャンベツ川で災害が発

生したことにより、このズリ山が崩落し、その対策が急務となりました。

一方、その対策には、約5億円の財源が必要と試算されたところであり、その財源を新たに捻出することが求められました。

この課題の解決に向け、ズリに含まれる石炭を「売れる」財産と発想を転換し、通常の公共工事による手法ではなく、ズリ採取事業の実施を通して、ズリ山の安全対策を講ずることとし、現在、この事業の実現に向け、民間事業者、大学、地元金融機関、行政が連携し、お互いの強みを活かしながら検討を進めています。

この「ズリ採取事業」は、財源がない中で、発想の転換により課題を解決しようとする事例として、多くの方々注目を集めている事業です。

これまでの前例にとらわれない新しい発想をもって、目の前の困難に立ち向かうことを職員に呼びかけてきました。

このような新しい発想をもって山積される課題の解決に向け取り組んでいきます。

「ズリ山」のほか、現在ある資源として、市内に配置されている市民共有の財産である公共

施設などの市有施設が挙げられます。

市有施設の在り方については、人口減少の進展やコンパクトシティの構築に向けた取り組みを踏まえ、具体的な方針を打ち出していく必要があります。

平成26年度は、市民の皆さんに対し、施設維持などの将来負担をお願いする施設として、維持していくかどうかなどについて仕分けを行います。

### ③過去の資源石炭の有効活用（市民の思いを引き継ぐ）

最後に過去の資源としての石炭については、夕張の地下に眠る豊富な石炭資源の有効活用に対する市民の思いを引き継ぎ、炭鉱会社から引き継いだ石炭採掘権について、エネルギー供給などの動向を踏まえつつ、その有効活用について引き続き検討を進めます。

### ◆「人的資源」を活かす夕張の未来を支える行政執行体制の確保

真の地域再生を実現するためには、必要な「財源」と「人間」を確保することが必要です。地域再生事業を実施するには、「オカネ」がかり、その実施に際しては、事業計画などの事務事業を行う「ヒト」が必要となる

からです。

本市の行政執行体制は、夕張の未来を支える「人的資源」であり、地域再生を実現するためには、体制の安定的確保が不可欠です。

本市の現状としては、財政破綻により極端に減少してしまつた組織体系の中で、様々なひずみが生じてきている状況にあります。

最少の人員体制で最大の効果を生み出していくためには、職員が一丸となつて諸課題に取り組んでいく体制づくりが必要です。

本市として、前例にとらわれないことと新たな発想を活かすとともに、全庁的に事務事業の進め方を検証しながら、より効率的な事務の執行を可能とする努力を惜しまずに重ねていきます。

一方、体制を確保するためには、更なる職員の待遇改善も必要です。職員は市民共有の財産であり、貴重な資源であること踏まえ、この限りある資源を最大限活かしていくために、職員の待遇改善に向け、本市の内部努力を積極的に発信し、職員の頑張りが正当に評価されるよう、引き続き、国や北海道とし

つかりと議論を重ねていきます。

### 平成26年度予算編成について

平成26年度の予算編成に当たっては、平成25年度における歳入歳出予算の執行状況を踏まえ、平成26年度においても経費の全般について適正化を図り着実に財政再建を推進するとともに、地域再生のために限られた財源の中で効果的な政策展開を図ります。

平成26年度は、財政再生計画6年目の予算編成となるものであり、その主な特徴として、昨年8月に開催された「国、北海道及び夕張市の三者協議」に課題登録した70項目のうち、「生活館等の維持管理」など、約40%にあたる29項目の事業経費が盛り込まれています。

### ◆目的別の主な経費

#### 住宅政策に関する経費

市営住宅再編事業に関する経費  
子育て政策に関する経費  
子育て世代の定住促進に資するため、乳幼児の医療費無料化や民間賃貸住宅建設費補助に関する経費

教育の充実に資するため、教

育ICT機器整備や小学校副読本作成に関する経費  
子ども・子育て支援事業計画策定に関する経費

その他市民の安全・安心な生活を支える政策に関する経費  
公共施設の耐震診断や橋梁長寿命化計画に基づく点検・補修に関する経費

小砂金の沢排水整備に関する経費  
地域コミュニティの維持に資するため、地域住民の集施設に対する運営費補助に関する経費

産業振興に資するため、農協基盤整備促進事業補助や地域おこし協力隊派遣に関する経費  
夕張の「地域資源」を活かす政策に関する経費

ズリ採取事業による財源確保に関する経費  
公共施設マネジメント業務に係る臨時職員雇用に関する経費  
夕張の「人的資源」を活かす政策に関する経費

職員の待遇改善に資するため、給与改善に関する経費  
行政執行体制の確保に資するため、職員の追加採用に関する経費

など財政再建・地域再生に向けた着実な取組の実施、または

夕張の資源を活かすための経費が盛り込まれています。

これら予算の執行に当たっては、歳入歳出全般にわたって適正化を図りつつ、円滑な事業推進に努め、市民生活の安全・安心と地域の活性化が一層図られるよう対応してまいります。

## 特別会計

### 国民健康保険事業会計

医療費の適正化をより一層推進し、引き続き収納率向上対策に取り組みなど、保険事業の安定化を図るとともに、単年度収支の均衡に努めながら運営を行います。

### 介護保険事業会計

平成23年度に新たに作成した平成24年度から平成26年度までを対象とする「第5期介護保険事業計画」に基づき、計画の円滑な実施を基本として、介護保険制度の持続的な運営を行います。

### 後期高齢者医療事業会計

運営実施主体が北海道後期高齢者医療広域連合であることを踏まえ、引き続き制度の円滑な実施を基本としつつ、制度変更などに対応出来るよう、広域連合とも更に連携を図ります。

### 公共下水道事業会計

今後実施・設備などの長寿命化対策に取り組むとともに、歳入の確保と一般会計からの計画的繰入により、経営健全化に一層取り組みます。

### 水道事業会計

既に実施しているPFI事業により、老朽化した浄水場などの施設の更新と、その後の維持管理を行い、業務の効率化を図るとともに、安全で安定した水道水の供給に取り組めます。

その他の会計についても、引き続き、収支の均衡を図りながら適正な運営に努めます。

市民の皆さんが安心して生活できる環境を作り、財政の再建と地域の再生に向け、一日も早く財政再生団体からの脱却を目指すためのあらゆる取り組みを行います。私の信念である財政再生計画期間の短縮に向けた取り組みも引き続き行っていきます。市議会と市民の皆さんのより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

## 教育行政執行方針

地域人口の減少、社会構造の

変化など厳しい状況下にあっても、地域の温かい眼差しの中で、未来を担う子どもが人間性豊かで創造性にあふれ、心身ともにたくましく成長していくよう取り組みとともに、市民一人ひとりが生涯にわたり文化やスポーツに親しみ、学習し、生きがいを持って生活できる生涯学習社会を展望しつつ、教育行政を推進します。



## 地域との連携による学校づくりの推進

「自然豊かな緑の大地と炭鉱（やま）の歴史、そこに住む市民の苦闘の歴史により築かれた郷土夕張に誇りを持ち、自主・自立の精神に満ち溢れ、心豊かに共に支えあい、夢や希望に向かって逞しく生きる人を育てる」ことを基本理念としながら、小・中学校一校体制のもと、地域の

方々との連携と協働を通し、夕張ならではの新しい学校づくりに取り組みます。

**第一**には、学校が地域住民の考えを把握し、学校運営に反映させるなど、地域の協力を得て学校を運営するため「夕張市小・中学校サポート会議」の機能を十分に活用し、地域に開かれた学校を基盤として、地域の特性や課題をもとに、生きる力と心のふれあいを育むことのできる教育を目指します。また、教育活動の成果を診断・評価する「学校評価」の結果を公表し、ご意見をいただく中で特色ある学校づくりに取り組めます。

**第二**には、地域の教育力を活性化するため「学校支援地域本部事業」の充実を図り、夕張市全体で学校教育を支援する地域に開かれた学校づくりを推進します。

**第三**には、幼・小・中・高校間の連携を深めるため「夕張市学校連携協議会」の機能を活用し、各学校間の情報の共有化を図るとともに、夕張の子どもと共に育てるといふ視点に立ち、地域の人々の期待と信頼に込める教育活動の充実を努めます。

**小・中学校**については、学ぶことに楽しさや成就感をもち、

基礎的な力を確実に定着させる学習指導を行うとともに、体験的な学習、地域の自然・社会的素材を活用した学習や総合的学習の時間の充実を図ります。学習や生活面での特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりに対し、きめ細やかな指導と支援を行うため、中学校における特別支援教育支援員の配置時間を拡充します。また、外国語指導助手（ALT）を活用した中学校での外国語教育の充実と、小学校における国際理解教育・外国語活動の推進に努めるとともに、幼稚園においては特色ある教育として英語遊びを実施します。

**小学校**については、基礎学力の向上を図るため、十分な調査・分析をもとに、個々の児童の状況を把握し、学習した内容が確実に身に付くよう取り組みを進めるとともに、わかりやすい授業のため電子黒板の導入や、学校支援ボランティアなども連携し、児童の学力・体力の向上に努めます。また、夕張の地域状況が大きく変化していることから、地域学習の資料となる小学校副読本の改訂を行います。

**中学校**については、近隣の市町と連携し、デジタル教材やe

ラーニングシステムの活用により、生徒の授業や自学自習への関心を高めることを通じ、学力の向上につなげます。

**読書活動**については、子どもの情操を育み、より豊かに生きるための力となることから、学校、幼稚園、保育園、保護者など関係者が同じ目標に向かい、計画的に読書環境を整えるよう「夕張市子ども読書活動推進計画」に基づき推進します。

**学校図書室の蔵書**については、標準蔵書数を踏まえ、計画的に整備を進めながら学校や家庭で読書に親しむ機会を増やすとともに、図書コーナーとの連携や巡回文庫、読み聞かせ活動の充実など、読むことに対する興味・関心を高めます。

**生徒指導**については、児童・生徒が明るく、元気に学校生活を送れるよう教職員が一体となり、子どもの悩みや苦しみの早期発見、早期対応のために、定期的なアンケートの実施や相談日の設定、日々コミュニケーションを深める体制を充実するとともに、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、情報の共有と専門性の活用を図り、非行やいじめ、不登校の未然防止など、生徒指導の課題解決に努めます。

平成25年6月に公布された「いじめ防止対策推進法」に基づき、市や学校におけるいじめ防止に関わる基本方針の策定、組織づくりなどを行います。

**教材・教具、備品などの整備**や校舎などの維持補修など教育環境整備については、校舎の長寿命化に向けた計画的メンテナンスの実施など、児童生徒の学習活動に支障がないよう努めます。

**児童生徒の健康と安全指導**については、生命の尊さ、体力の向上、運動能力の助長や健康で安全な生活を営む能力を育成するため、体育授業や部活動などの充実を図るとともに、関係団体とも連携し、学校における防災教育や交通安全指導の充実に努めます。

不審者情報や熊出没情報などを保護者に通知するICTを活用した「一斉通報サービス」の一層の普及拡大を図り、児童生徒の安全・安心の醸成に努めます。

**児童生徒の通学**については、学校・家庭・市民ボランティアとバス会社など関係機関と連携し、安全・安心な通学体制を地域ぐるみで確保します。  
乗車マナーや安全な乗降を指

導するバス添乗員を配置するとともに、ICTを活用した「登下校情報サービス」の一層の普及に努めます。

通学路の安全確保や交通安全施設の整備については、引き続き関係機関に要望します。

**通学に関わる新たな課題**については、関係者で構成する「夕張市通学方法等検討委員会」を活用し、情報の共有を図るとともに、十分な検討を行い、児童生徒と保護者の目線に立った対応を行います。

**特別支援教育**については、対象児童生徒の集合学習や宿泊学習を実施するなど、社会とのさまざまな交流の場を設けるとともに「夕張市特別支援教育連携協議会」の機能を活用し、支援を必要とする児童・生徒に対する理解や協力を、より多くの方々から共有できる特別支援教育の支援に努めます。

**学校保健**については、学校・保健所・医療機関などと緊密に連携し、インフルエンザなど感染症の予防対策に努めるとともに、北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例と夕張市フッ化物洗口推進事業実施要綱に基づき、引き続き幼稚園と小学校において児童の虫歯を予防す

る取り組みを進めます。

**学校給食**については、地元食材や季節に応じた新鮮で安全な食材を積極的に取り入れ、児童生徒の発達段階に即した献立の充実など、自校方式の利点を最大限活かす中で、子どもに喜ばれる給食を提供します。

**食の指導計画と実践**を通して、食に対する興味と関心を高めるなど、食育の充実に努めるとともに、保健所など関係機関と緊密に連携し、食中毒など給食事故を防止し、安全で安心な学校給食を提供します。

**学校教育の充実**のため、教職員が自らの使命と専門性を高めるとともに、児童・生徒の学力向上に向け、日常の教育実践や工夫を積極的に行います。

学校内外における授業研究と共同研究の推進、その公開など、研究・研修の充実を図り、教職員の資質向上に努めます。

**教職員人事**については、学級編制基準や定数増の改善、定数加配などを北海道教育委員会に要請するなどして、教職員配置の適正化を図ります。

**教職員の健康管理**では、生活習慣病や心の病の未然防止に努めるとともに、早期発見のための検査などを積極的に進め、疾

病の早期治療を働きかけます。

**ユーパーク幼稚園**については、創造性にあふれ、心豊かな子どもを育成するため、地域の保育園、学校、福祉施設などとの交流を通し、様々な人々との触れ合い体験による社会性の育成に努めます。

「英語で遊ぶ」「自然に学ぶ」など「学び」と「遊び」を中心とした教育課程の充実を図るとともに、地域のボランティア団体と連携し、本の読み聞かせなどによる読書意欲の向上や、幼児を対象とした企画を通し、就学時の安心感を醸成するなど、魅力ある幼稚園づくりを進めます。

今後も幼児数の減少が避けられないことから、幼稚園機能と保育所的機能を一体化した認定こども園など、本市の幼児教育・保育体制の在り方について、関係各所と共に検討を進めます。

**中学生の減少**は今後も続く見込みであることから、本市の後期中等教育の将来的なあり方と、より良い形での高校の存続に向け、夕張市高等学校対策委員会などでの協議を重ね、北海道教育委員会への要望活動など必要な対応と方向性を明らかにします。

## 心豊かな人と文化を育む 生涯学習社会の推進

生涯学習の推進については、3年目を迎える第5次社会教育中期計画の基本理念と方針に基づき、生涯学習の観点に立った社会教育行政をとり進めます。

市民が心身ともに豊かで、健康やかに、潤いのある生活を営むために社会教育が果たす役割は大きなものがあります。文化団体・体育団体・各種市民団体やサークルなどとの連携を図り、その活動を支援し、文化・芸術の振興に努めます。

社会教育の対象は幼児から高齢者まで極めて幅広く、そのニーズも多種多様なものがあります。しかしながら、財政再生における厳しい状況下にあっても、そのニーズに応えることもまた、教育行政に求められているところでもあります。そのため、生涯学習関係の市民グループや北海道教育大学岩見沢校との継続的な支援・協力による学習機会の提供などの取り組みを推進します。

青少年教育については、全市横断的な子どもとの交流を促すなかで、社会的ルールや自主性を身につけ、思いやりの心を育ん

でいくことが重要であり、家庭や関係団体と連携し、地域ぐるみで子どもの健全育成に努めます。

子どもたちが生の舞台芸術など優れた芸術作品に接する機会を設け、豊かな情操を育むため芸術鑑賞事業の充実を図るとともに、全市の児童生徒と市民文化グループとが協働で開催する音楽発表会の充実を努めます。

高齢者教育については、引き続き公民館事業として「もも俱樂部（高齢者学級）」を開設し、生きがいや健康をテーマに、保健行政など関係機関とも連携して、講座の充実に努めます。

文化財の保護・活用については、貴重な動植物が息する夕張岳の自然環境を守る活動は、夕張岳ヒュッテの管理者などと連携し、夕張の歴史を語る建造物や資料を守る活動などは、関係行政機関や市民団体と連携し、情報の発信、啓発活動などに取り組みます。

小中学校において郷土学習を通して炭鉱の歴史などについて学ぶ機会を推進するとともに、夕張中学校に設置している「ゆうばり歴史・教育資料室」については、引き続き広く市民の皆さんなどに公開します。

図書コーナーについては、市民の身近な学習施設であることから、蔵書の充実に努めるとともに、図書貸出業務のほか、図書まつりの開催、読み聞かせ活動、巡回文庫、道立図書館の協力事業「学校ブックフェスティバル」の開催など、市民ボランティア組織などの協力をいただきながら、市民・子どものための読書活動を推進します。

道立図書館などとの連携強化や、運営の効率化を図る中で、利用者の利便性の向上に努めます。清水沢地区公民館での図書の貸出しについては、配置図書数の増に努め、利便性の向上を図ります。

市所蔵の美術品については、「夕張市美術館の今後の在り方」についての方針に基づき、適切な管理に努めるとともに、市民生活に「癒しと安らぎ、潤い」を提供できるよう、市内の公共施設などにおいて積極的な展示公開に努めます。

文化団体の創作活動を活性化するため、発表や展示環境の充実に努めます。夕張市石炭博物館については、昨年度、観光施設から社会教育施設へとその位置付けが変更になったことから、博物館本来の

機能である市民への普及・啓蒙活動を充実させていくための計画を作成します。

郷土文化施設として、夕張の貴重な歴史を後世へと伝えるための拠点とし、夕張の子どもが、かつて日本産業の礎を築いた石炭や炭鉱について多くを学べる場となるよう努めます。



更に、資料の収集などを行い、市民の教育、学術、文化の発展に寄与できるようにするとともに、周辺の炭鉱遺産群を併せて活用した普及活動にも努めます。

文化スポーツセンター、テニスコート、平和運動公園、清水沢プールについては、市民の利用にとどまらず、市外のスポーツ愛好者も利用する貴重な体育施設でもあることから、利用者

への利便性を考慮し、必要な整備を行うとともに、創意工夫を重ね管理運営を行います。

道内外の自治体と連携し施設利用の拡大を図るとともに、子どもからお年寄りまで、気軽に楽しくスポーツに親しむことができる施設運営を進めます。

指定管理により運営されている市民健康会館、南部市民体育館、市営球場については、地域の貴重な体育施設であることから、引き続き指定管理者と連携し、運営の円滑化と利用促進を図ります。

これら施設において開催されるスポーツ大会・イベントなどの実施にあたっては、主催者や各種競技団体との連携を図りながら、必要な支援協力を行うなど、体育・スポーツの振興と施設の有効活用を推進します。

教育委員会としては、故郷夕張の自然・歴史や風土の上に立って、社会の変化に柔軟に対応しながら、力強く、心豊かに生きる子ども達を育てること、そして夕張市民が文化・芸術・スポーツに触れ、様々な活動を通して学習し、毎日の生活を健康で明るく楽しめるよう努力します。

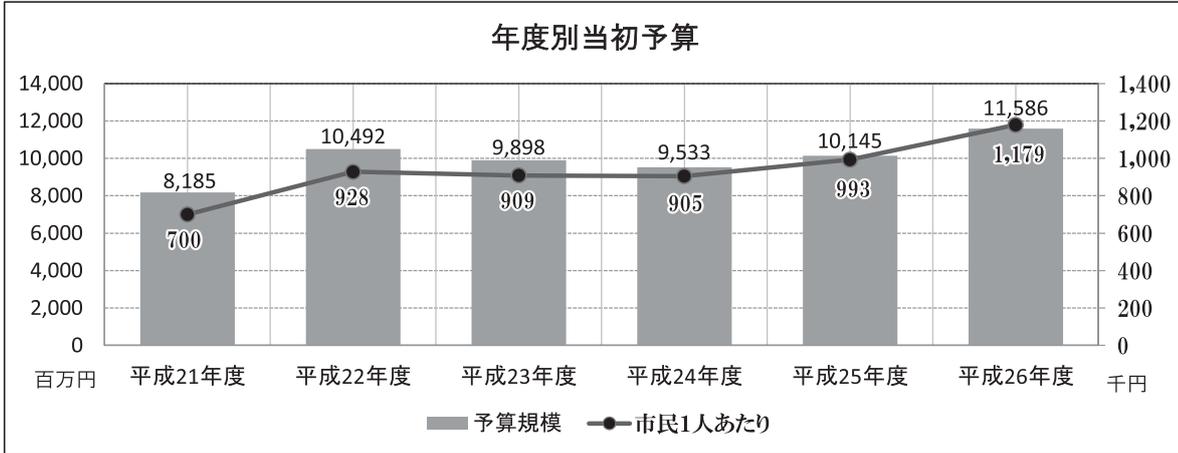
## 平成26年度夕張市当初予算

### ■一般会計予算 115億8,602万1千円



平成26年度当初予算が3月25日定例市議会で議決されました。本予算は、3月4日総務大臣の同意を得た財政再生計画に基づき編成しました。その概要についてお知らせします。

- 平成26年度予算は、財政再生計画の実質5年目で財政再建計画からは通算8年目となります。
- 一般会計当初予算規模は、115億86百万円で、前年度比14億41百万円、14.2%の増となりました。
- 財政再生計画掲載の事務事業の計上を基本とし、計画策定時に懸案事項として整理した74項目の中から58項目を計上、また臨時費として新たな課題に対応するため31事業を追加しました。
- 新規事業の追加にあたっては、住民生活の安全安心や地域の再生につながる観点から、必要かつ緊急性の高い事業を計上しました。
- 「国、北海道及び夕張市の三者協議」に課題登録した70項目のうち、29項目を計上しました。
- 再生振替特例債の元金償還に対応するため、計画どおり積立てた減債基金より5億63百万円を繰入しました。



※平成21～22年度は「歳入欠かん補填収入」「市債借換」を除く実質歳入予算額

※市民1人あたりの予算額は各年2月末住民基本台帳人口で割ったもの(住民基本台帳法の改正により平成25年2月末数値から外国人住民含む)

### ■歳入歳出款別予算

【歳入】

(単位:千円)

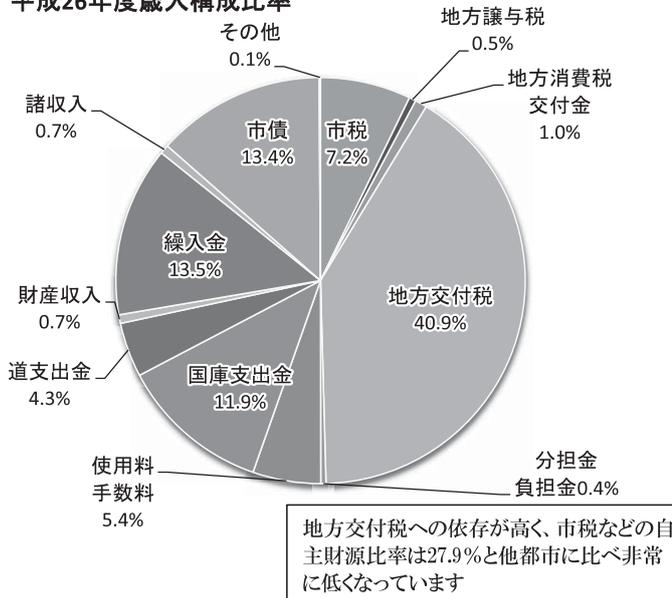
区分	平成26年度	平成25年度	増減額
1 市 税	829,624	851,921	△ 22,297
2 地 方 譲 与 税	61,828	63,270	△ 1,442
3 地 方 消 費 税 交 付 金	109,558	104,397	5,161
4 地 方 交 付 税	4,742,856	4,877,454	△ 134,598
5 分 担 金 負 担 金	47,338	49,481	△ 2,143
6 使 用 料 手 数 料	622,046	639,457	△ 17,411
7 国 庫 支 出 金	1,381,415	1,124,503	256,912
8 道 支 出 金	502,845	539,204	△ 36,359
9 財 産 収 入	79,097	46,862	32,235
10 繰 入 金	1,566,931	791,680	775,251
11 諸 収 入	83,348	83,420	△ 72
12 市 債	1,546,687	953,222	593,465
13 そ の 他	12,448	20,426	△ 7,978
合 計	11,586,021	10,145,297	1,440,724
財 自 主 財 源	3,230,385	2,464,822	765,563
源 依 存 財 源	8,355,636	7,680,475	675,161

【歳出】

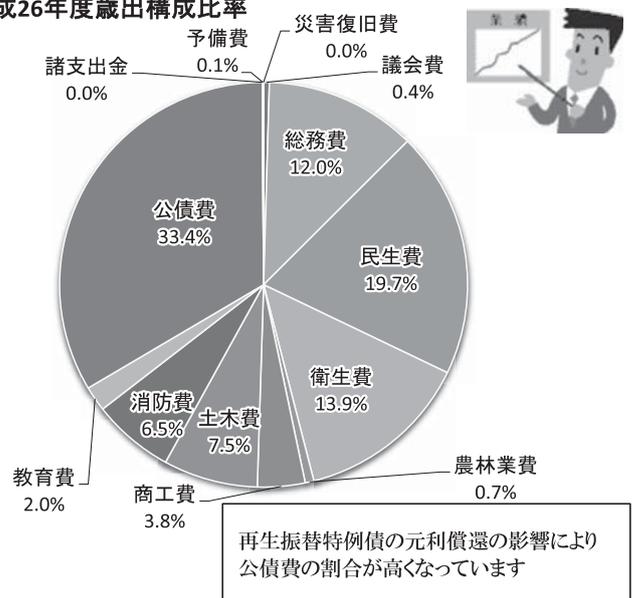
(単位:千円)

区分	平成26年度	平成25年度	増減額
1 議 会 費	53,029	53,117	△ 88
2 総 務 費	1,390,893	750,865	640,028
3 民 生 費	2,281,398	2,271,093	10,305
4 衛 生 費	1,608,221	1,007,307	600,914
5 農 林 業 費	80,204	85,192	△ 4,988
6 商 工 費	436,803	438,938	△ 2,135
7 土 木 費	867,441	1,088,440	△ 220,999
8 消 防 費	751,820	317,946	433,874
9 教 育 費	232,082	220,385	11,697
10 公 債 費	3,872,721	3,898,244	△ 25,523
11 諸 支 出 金	1,409	1,409	0
12 予 備 費	10,000	10,000	0
災 害 復 旧 費	0	2,361	△ 2,361
合 計	11,586,021	10,145,297	1,440,724
財 一 般 財 源	7,694,738	7,130,066	564,672
源 特 定 財 源	3,891,283	3,015,231	876,052

平成26年度歳入構成比率



平成26年度歳出構成比率

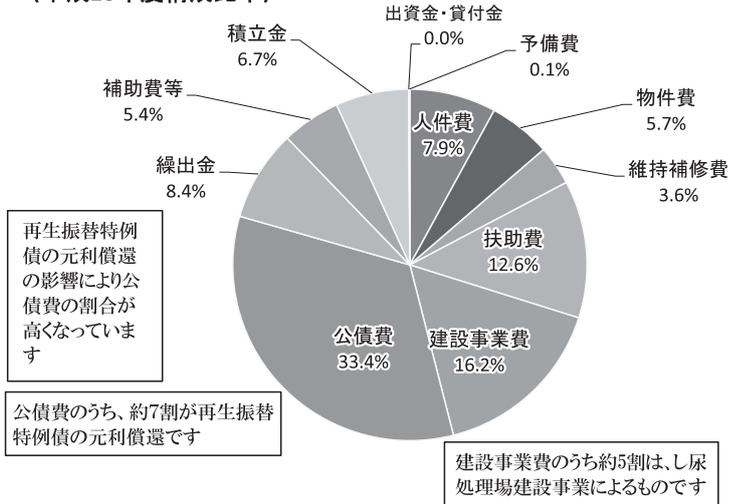


## ■歳出性質別予算

(単位:千円)

区分	平成26年度	平成25年度	増減額
1 人件費	915,524	883,614	31,910
2 物件費	661,458	644,562	16,896
3 維持補修費	419,244	409,987	9,257
4 扶助費	1,464,942	1,472,497	△ 7,555
5 建設事業費	1,873,048	1,208,820	664,228
6 公債費	3,872,721	3,898,244	△ 25,523
7 繰出金	970,089	964,100	5,989
8 補助費等	623,339	597,987	25,352
9 積立金	774,216	54,046	720,170
10 出資金・貸付金	1,440	1,440	0
11 予備費	10,000	10,000	0
合計	11,586,021	10,145,297	1,440,724

〈平成26年度構成比率〉



## ■歳出所要経費別予算

(単位:千円)

区分	平成26年度	平成25年度	増減額
1 経常事業	3,542,311	2,776,406	765,905
2 臨時事業	1,002,170	1,059,817	△ 57,647
3 特別会計繰出金	755,776	763,506	△ 7,730
4 人件費	905,270	872,379	32,891
5 債務負担行為	1,496,773	763,945	732,828
6 公債費	3,872,721	3,898,244	△ 25,523
7 減債基金積立金	1,000	1,000	0
8 予備費	10,000	10,000	0
合計	11,586,021	10,145,297	1,440,724

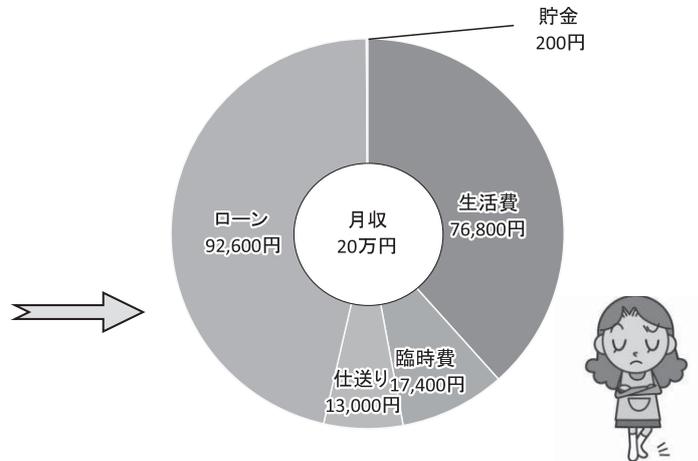
※人件費の一部は臨時事業でカウント

上記の区分を

- ・「経常事業」「人件費」 → 食費・家賃・光熱水費などの生活費
- ・「臨時事業」 → 住宅修繕・冠婚葬祭などの臨時費
- ・「特別会計繰出金」 → 子どもへの仕送り
- ・「債務負担行為」「公債費」 → 住宅・車などのローン返済
- ・「基金積立金」「予備費」 → 貯金

として単純に置換えて表したのが右の円グラフです

〈平成26年度予算を家計に例えて見ると…〉



## ■財政再生計画との比較

＜18億6,958万3千円増額の計画変更について、2月26日の議決を経て3月4日総務大臣の同意を得ました＞

【歳入】 (単位:千円)

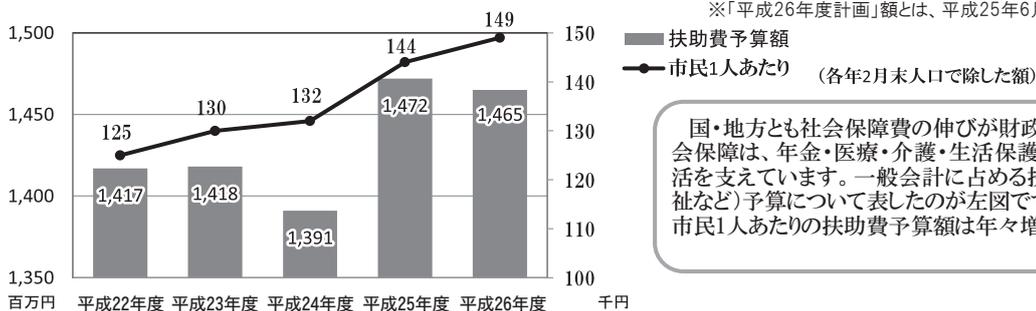
区分	平成26年度	平成26年度計画	増減額
1 地方税	829,624	821,101	8,523
2 地方譲与税	61,828	71,196	△ 9,368
3 地方交付税	4,742,856	4,995,943	△ 253,087
普通交付税	3,195,413	3,448,500	△ 253,087
特別交付税	1,547,443	1,547,443	0
4 国道支出金	1,884,260	1,486,255	398,005
国庫支出金	1,381,415	1,065,508	315,907
道支出金	502,845	420,747	82,098
5 繰入金	1,566,931	612,619	954,312
6 地方債	1,546,687	768,400	778,287
7 その他	953,835	960,924	△ 7,089
地方消費税交付金	109,558	111,783	△ 2,225
分担金負担金	47,338	51,784	△ 4,446
使用料手数料	622,046	634,121	△ 12,075
財産収入	79,097	52,434	26,663
諸収入ほか	95,796	110,802	△ 15,006
合計	11,586,021	9,716,438	1,869,583

【歳出】 (単位:千円)

区分	平成26年度	平成26年度計画	増減額
1 人件費	915,524	868,286	47,238
2 物件費	661,458	540,935	120,523
3 維持補修費	419,244	374,437	44,807
4 扶助費	1,464,942	1,259,415	205,527
5 建設事業費	1,873,048	1,245,033	628,015
普通建設補助	1,693,776	1,181,256	512,520
普通建設単独	179,272	63,777	115,495
災害復旧補助	0	0	0
災害復旧単独	0	0	0
6 公債費	3,872,721	3,902,108	△ 29,387
起債元利償還金	1,314,270	1,343,659	△ 29,389
再生振替特別債	2,558,451	2,558,449	2
7 繰出金	970,089	957,850	12,239
8 その他	1,408,995	568,374	840,621
補助費等	623,339	544,340	78,999
積立金	774,216	11,154	763,062
出資金・貸付金	1,440	2,880	△ 1,440
予備費	10,000	10,000	0
合計	11,586,021	9,716,438	1,869,583

※「平成26年度計画」額とは、平成25年6月計画変更後のもの

## 〈参考〉扶助費予算の推移



国・地方とも社会保障費の伸びが財政を圧迫しているといわれています。社会保障は、年金・医療・介護・生活保護など多岐にわたる分野で私たちの生活を支えています。一般会計に占める扶助費(生活保護・生涯福祉・児童福祉など)予算について表したのが左図です。人口減少と少子高齢化が進む中、市民1人あたりの扶助費予算額は年々増加しています。

## 平成26年度に実施する主な事業

計画策定時に整理した懸案事項74項目のうち58項目を計上し、臨時費として新たな課題に対応するため31事業を追加しました。また、三者協議に課題登録した70項目のうち、29項目を計上しました。

区分・事業名	事業概要	事業費	科目名	備考
<b>① 生活に関する事業</b>				
民間賃貸住宅建設費補助	コンパクトなまちづくりを推進するため、公営住宅以外の良質な住宅を創出することが重要であることに鑑み、低家賃な民間賃貸住宅の建設促進に必要な助成を行う	4,940万円	総務費	臨時(2年目)
耐震改修促進事業	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の主旨に基づき、合宿の里ひまわりの耐震診断を行う	1,158万8千円	総務費	臨時(新規) 三者協議登録
集会施設に対する運営費補助	地域コミュニティ維持の観点から、集会施設の適切な管理を目的として、電気・水道の基本料を補助する	180万円	民生費 農林業費 土木費	経常(新規) 三者協議登録
○ 屎処理場建設	老朽化した「屎処理場」建替に係る経費。平成26年度は、建設工事、施工監理、道路台帳作成業務の委託を実施する	9億4,486万3千円	衛生費	臨時(4年目) 三者協議登録
<b>② 保健福祉に関する事業</b>				
乳幼児の医療費無料化	乳幼児の医療費のうち、これまで患者負担としていた部分を市が助成する制度を追加し、子育て世代の負担を軽減する措置を実施する	200万円	民生費	経常(2年目)
子ども・子育て支援事業計画策定	平成25年度に実施した子ども・子育て計画に係るニーズ調査の結果を分析し、子ども・子育て計画を策定する	106万円	民生費	臨時(新規)
巡回MRI脳検診事業	関係機関の協力により行う市内脳検診巡回事業(受診者自己負担による委託形式)	120万円	衛生費	経常(4年目)
<b>③ 医療に関する事業</b>				
○ 休日・夜間救急医療体制補助	市内医療機関が輪番により対応する、平日夜間、休日救急医療に対する補助	105万2千円	衛生費	経常(6年目)
○ 初期救急確保対策	輪番制以外の時間帯に処置された、救急医療行為に対する各医療機関への公費負担	336万円	衛生費	経常(5年目)
○ 市立診療所光熱水費負担	施設の老朽化により嵩む光熱水費について、市立診療所の指定管理者へ負担	1,000万円	診療所会計	経常(7年目)
○ 市立診療所病床負担	地域医療の確保に必要な病床に係る経費について、市立診療所の指定管理者へ負担	3,076万5千円	診療所会計	経常(5年目)
<b>④ 教育に関する事業</b>				
特別支援教育支援員配置	教育上特別の支援を必要とする児童に対して、適切な教育を行うため配置する支援員に係る経費	168万5千円	教育費	経常(4年目)
○ 児童・生徒通学安全対策事業	児童生徒の通学バスに添乗する添乗員と児童見守りシステム運用に係る経費	150万3千円	教育費	経常(5年目)
小学校副読本作成	小学校3・4年生の社会科授業で使用する副読本について、改訂から10年を経過し、地域状況が大きく変化していることから改訂を行う	145万8千円	教育費	臨時(新規) 三者協議登録
美術品管理	「美術館の今後の在り方検討委員会」の答申に沿い、今後、市の財産である所蔵品の有効活用を図るため、所蔵品の適正管理を行う	253万7千円	教育費	経常(2年目)
ユーパロ幼稚園耐震診断事業	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の主旨に基づき、ユーパロ幼稚園の耐震診断を行う	289万1千円	教育費	臨時(新規) 三者協議登録
<b>⑤ 消防・救急に関する事業</b>				
○ 消防ポンプ車購入	平成4年購入の消防ポンプ車1台の更新(消防分団配置)	2,212万2千円	消防費	臨時(5年目)
消防救急デジタル無線整備	現在使用しているアナログ消防救急無線から、デジタル方式の消防救急無線への全面更新に要する経費	3億7,091万3千円	消防費	臨時(2年目) 三者協議登録
消防通信指令台整備	119番通報受信時における迅速な出動体制を確保するため、指令台の更新整備を行う	6,261万9千円	消防費	臨時(新規) 三者協議登録

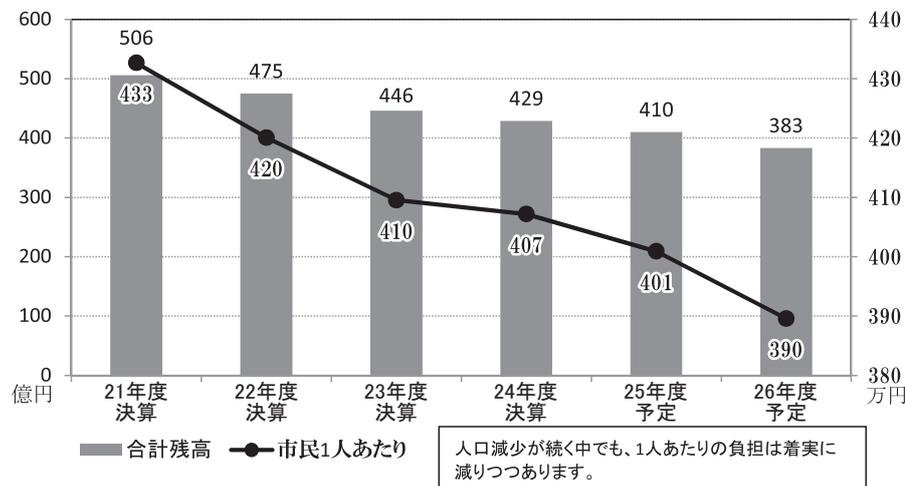
区分・事業名	事業概要	事業費	科目名	備考
<b>⑥ 住宅・土木・都市計画に関する事業</b>				
○ 市営住宅再編事業	老朽化した市営住宅の整備と将来に向けたコンパクトなまちづくりを目指す住環境整備(清水沢地区に新規16戸建設、除却、改修ほか)	3億5,677万5千円	土木費	臨時(5年目)
橋梁長寿命化計画事業(橋梁点検・補修)	市の長寿命化計画に基づき、橋梁の設計委託及び補修工事を行う	6,570万円	土木費	臨時(新規) 三者協議登録
○ 除雪車購入	昭和62年購入のドーザー除雪車の更新	3,095万3千円	土木費	臨時(4年目)
<b>⑦ 産業振興・地域振興に関する事業</b>				
農業基盤整備促進事業	夕張メロンや長いもの生産安定を図るため、基盤整備事業(暗渠排水・客土など)を実施する事業者に、北海道の補助金を活用して間接補助を行う	864万3千円	農林業費	臨時(新規)
地域おこし協力隊派遣事業	夕張メロンをはじめとする特産品のPRや農業振興、廃校活用により地域経済活性化を図るため、新たな視点を持った人材を確保し、交流人口の増加を図る	1,031万4千円	総務費	臨時(2年目)
市有財産有効活用事業	地域再生プロジェクトの一環で、分譲地内の樹木などの処分や旧学校施設の屋根などの修繕を実施する	156万5千円	総務費	臨時(3年目)
ズリ採取事業(財源の確保)	未利用財産であるズリ山を有効活用し、併せて崩落による災害を未然に防ぐことを目的として、ズリの採取量に応じた対価を市が受領する	100万円(歳入)	財産収入	臨時(新規)
<b>⑧ 行政執行体制確保に関する事業</b>				
職員給与の改善	職員の早期退職が相次ぎ、行政執行体制維持に苦慮している状況などを鑑み、期末勤勉手当の基礎額を減額後より本則に置き換え、一定程度の待遇改善を図る	3,028万5千円	-	経常(新規) 三者協議登録
新規職員の採用	将来的に他団体からの職員派遣が終了となった場合、行政執行体制を維持することが困難と考えられることから、定数の増を図るとともに、新規職員を採用する	868万6千円	-	経常(新規) 三者協議登録

※ ○印の事業は、財政再生計画の当初から記載されているもの ※ 備考欄中にある年数は、平成19年度～平成26年度の期間でのもの

## <参考> 将来負担等の状況

～水道事業会計を除く全会計ベース (単位:千円)

区分	実質収支 (会計の赤字黒字)	市債元金残高 (長期借入金)	債務負担残高 (物品等のローン)	基金残高 (貯金)	合計残高
平成21年度決算	520,330	△ 46,859,140	△ 4,546,916	272,526	△ 50,613,200
平成22年度決算	578,791	△ 46,342,493	△ 3,012,670	1,287,640	△ 47,488,732
平成23年度決算	588,265	△ 45,849,389	△ 2,189,620	2,864,937	△ 44,585,807
平成24年度決算	622,799	△ 45,358,622	△ 2,872,818	4,699,894	△ 42,908,747
平成25年度予定	0	△ 42,894,126	△ 2,624,019	4,554,339	△ 40,963,806
平成26年度予定	0	△ 40,937,564	△ 1,120,108	3,762,559	△ 38,295,113



## ○人口データ

区分	14歳以下	15～64歳	65歳以上	合計
平成21年2月末	810 6.9%	5,797 49.6%	5,091 43.5%	11,698
平成22年2月末	757 6.7%	5,580 49.4%	4,968 43.9%	11,305 ▲ 393
平成23年2月末	714 6.6%	5,350 49.1%	4,823 44.3%	10,887 ▲ 418
平成24年2月末	692 6.6%	5,151 48.9%	4,695 44.5%	10,538 ▲ 349
平成25年2月末	638 6.2%	4,954 48.5%	4,626 45.3%	10,218 ▲ 320
平成26年2月末	603 6.1%	4,683 47.7%	4,544 46.2%	9,830 ▲ 388

問合せ先: 市財務課財政係  
☎ 52-3122  
ybrzai@city.yubari.lg.jp

# 夕張市医療保健対策協議会からの答申

2月20日、夕張市医療保健対策協議会の横川孝一会長代行から、鈴木市長に「夕張市地域医療行動計画と市立診療所のあり方について」の答申書が手渡されました。

市内医療・保健・福祉関係者をはじめ委員の皆さんには、平成23年の11月以来、13回にわたり熱心にご協議いただき、感謝を申し上げます。

市では、この答申の内容を尊重して、市民の皆さんが住み慣れた環境のもとで、安全・安心な生活を送れるよう地域医療の確保と市立診療所の充実に努めます。

今回は、答申のうち「市立診療所のあり方について」概要をお知らせします。

## ◆検討の経過

今回の協議検討を行うに当たって、より多くの市民と関係者の意見を反映する観点から、夕張市医療保健対策協議会を拡大改組し、市内医療機関、保健福祉関係機関などからなるメンバーにより、平成23年11月から平成26年1月まで、13回にわたり協議を行った。

市立診療所のあり方については、第9回と第10回の協議会で、市立診療所に求められる役割と市立診療所の改築整備について協議を行い、第11回では、過去2回の意見を踏まえ、平成29年度供用開始に向けて清水沢地区へ移転改築を行うとの事務局案

を提示したが、委員から、「改築に向けての協議が拙速すぎる。」「特に指定管理者や場所などについて議論を尽くすべきである。」「市として案を示すことが必要である。」などの意見が出され、事務局の運営に対する配慮不足もあり、協議を中断することとなった。

中断の際には、委員から市と市内医療機関が十分に協議することが不可欠であるとの意見が出され、さらに、市議会医療救急対策特別委員会において、協議会を早期に再開するため、市としての考え方を示すことが必要であると指摘されたことから、平成25年8月に市が夕張市医師会と夕張希望の杜それぞれと協議を行い、市の考え方を示した。

その内容は、市立診療所を清水沢地区に移転改築すること、その時期として、当初平成29年度に供用を開始としていたものを2年先送りする案と、最長10年程度先送りする2案が説明され、市内医療機関からは、「夕張市の現状を考えると、市立診療所がへき地診療所の認定を受け、社会医療法人制度を活用して運営することが妥当である。」「現施設の老朽化を考えると、平成31年度に供用を開始するこ

とが理想ではあるが、現在の市内の医療体制や人口動態を勘案すれば、最長10年程度先送りすることが現実的と思われる。」との意見が出された。

このような状況を踏まえ、市として、「市立診療所を清水沢地区に移転すること」と、「社会医療法人制度を活用することが不可欠であると判断して供用開始を最長10年程度先送りし、平成39年度までに行う」案をまとめ、平成25年12月に再開した第12回協議会において、提案された。

さらに、町内会長や患者代表を中心とした拡大会議を平成26年1月に開催したが、出席者からは「市内で小児科や整形外科・眼科などが不足しており今から14年後といわず早く医療体制を充実すべき。」「市立診療所と市内医療機関との連携が図れるよう市が汗を流すべき。」などの意見が出された。

また、最長10年先送りする中でも環境を整えば早期に改築する可能性もあること、医療体制の充実や連携は継続して取り組まなければならない課題であり、指定管理者の公募の際には抜本的な解決が図られるよう努力する必要があること、さらに人口

が減少することが予測されているが、病床と老人保健施設の規模を維持することについては、今後の医療環境の変化などにより柔軟に対応することなどの課題が指摘された。

以上のとおり検討した結果、大幅な変更を要する意見がなかったことから、次のとおり答申を行うものである。

## ◆市立診療所のあり方について

### 1. 地域医療体制の課題

まず取り組まなければならない地域医療の体制上の課題として、以下の3点が挙げられる。  
 (1) 高齢化社会に対応するため、不足している医療を充実させる。  
 (2) 市民の安全・安心を確保するために、初期救急医療体制を強化する。  
 (3) 地域医療の中核施設としての役割を明確にし、市内医療機関との連携を図る。

一方、市立診療所の現在の指定管理契約が平成29年度末までであり、次期指定管理者を公募する必要があることから、公募要件の骨子を以下のとおりとして、課題の抜本的な解決を図ることが望ましい。

①現在の医療体制において、不足している診療科目、整形外科

を充実すること。清水沢地区には、平成24年に歯科診療所が開設されていることから、歯科は必須とほしくない。

②市内唯一の入院病床として19床、老人保健施設40床を維持する。

③初期救急医療体制で中心的な役割を担う。

④市内医療機関との連携を図ることができると期待されている。

これらの要件は、基本的な考え方・方向性を示したものであり、医療環境の変化などにより柔軟に対応すべきものである。

## 2. 社会医療法人の活用

社会医療法人とは、一般の医療法人の公益性を高め、地域にとつて必要だが、継続し難いへき地医療や救急医療などに積極的に参加してもらい、適切な地域医療体制を維持するため、平成20年から認定が始まった制度であり、背景には高齢化などにより医療を取り巻く環境が大きく変化し、医師の疲弊を招き地域における医師不足など、地域医療の崩壊が大きな社会問題化したことがある。

平成25年10月現在、北海道では全国最多の27法人が認定されており、うち17法人がへき地医療を実践し、今後も増加していることが予想されている。

社会医療法人へ期待するメリットとして、①診療科目の充実、②初期救急医療体制の安定化、③急性期医療などの対応の充実、④市立診療所の経営の安定化などが見込まれる。これらが実現すれば、高齢化の進展とともに多様化する医療ニーズに対応できる体制が可能になると考える。

一方、社会医療法人には、本来業務の法人税が非課税、介護保険事業などの附帯業務の法人税は軽減税率が適用されるなどのメリットがあり、法人経営を安定させる効果は非常に大きく、強いては医師を確保する上で重要な要素となる。

社会医療法人として認定されるためには、「救急医療等確保事業」を実施する必要があり、本市では「へき地医療事業」が該当する。

へき地医療とは、へき地診療所への医師派遣や指定管理を含め運営を行うことであり、へき地診療所に認定されるためには、①概ね半径4kmの区域内に他の医療機関がない、②区域内の人口が原則として千人以上、③最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上を要するなどの要件があり、夕張市立

診療所は、社光地区で認定され、現在、札幌の二つの社会医療法人から、1人ずつ医師の派遣を受けていることから、市立診療所の運営上、大きな要素となっている。

また、医師の確保や経営的な側面を考慮すると、社会医療法人制度を活用することは夕張市の地域医療の現状と合致している非常に有効な制度であると、外部専門家からも言われている。

## 3. 市立診療所の移転改築

これまでの状況を総合的に勘案して、市が提示した案は妥当であると考えられる。

移転改築する場所は、市民の利便性を優先し清水沢地区が望ましいが、当該地区には二つの医療機関があり、現時点ではへき地診療所として認定されることは困難な状況にある。

二つの医療機関は、地域からの信頼が厚く、地域医療に大きく貢献していることから、今後、地域医療をいかに確保していくのか、市内医療機関等と市が十分に協議していくことが必要である。改築時期については、社会医療法人制度を活用すること、が有効と考えられることから、なお一定の期間が必要である。

ゆえに、新施設の供用開始を平成29年度から、最長10年先送りし、平成39年度までに行うことが望ましい。

## 4. 現施設の活用

◆**提言**

本協議会における議論、特に拡大会議において、市立診療所の改築を早期に実施して欲しいとの強い意見が出されている。これは、市民の率直な思いであり、特に高齢者にとっては切実な要望でもある。現実として、地域医療、特に医師の確保は切実な課題であり、本市の地理的メリットを最大限に活用し、へき地診療所として社会医療法人に支援を求める方向性は理解すべきだが、条件整備などを加速化させることで、改築に向けた動きが着実に進むことを願う。

※次回は地域医療行動計画の概要をお伝えします。

答申書の全文は、市のホームページに掲載しています。

(市政・議会情報)協議会・委員会―夕張市医療保健対策協議会)

## 問合せ先

市保健福祉課 ☎52-3106



# 4月から消費税率が8%に引き上げられました

今回の消費税率引き上げ分は、全て医療・年金・介護・子育てなどにあてられます。  
消費税率引き上げに伴い、次の使用料、手数料などの料金改正を行いましたのでお知らせします。

●水道使用料（単位：円）

種別	用途	基本水量	一般料金	軽減料金	メータ使用料	
					メータ	料金
一般用	基本	8 m <sup>3</sup> まで	2,399	1,722	13 mm	95
		9 m <sup>3</sup> まで	2,673	1,918	20 mm	106
		10 m <sup>3</sup> まで	2,946	2,114	25 mm	118
	超過	1 m <sup>3</sup> 増毎	380	237	40 mm	617
公衆浴場用	基本	100 m <sup>3</sup> まで	18,402		50 mm	724
	超過	1 m <sup>3</sup> 増毎	166		75 mm	1,033

●下水道使用料（単位：円）

種別	用途	基本水量	一般料金	軽減料金
一般用	基本	8 m <sup>3</sup> まで	2,007	1,440
		9 m <sup>3</sup> まで	2,258	1,620
		10 m <sup>3</sup> まで	2,508	1,800
	超過	1 m <sup>3</sup> 増毎	250	156
公衆浴場用	基本	100 m <sup>3</sup> まで	4,525	
	超過	1 m <sup>3</sup> 増毎	45	

## 上・下水道料金

平成26年4月1日からの上・下水道の改正は次のとおりです。  
平成26年4月1日以前から継続して使用している方は、平成26年6月使用分から新料金となります。

ります。平成26年4月・5月使用分は改正前の料金です。  
**軽減制度** 次の①から⑤のいずれかに該当する方は、水道料金が軽減される場合がありますので、市上下水道課まで問い合わせください。

- ①生活保護法による被保護世帯
  - ②世帯主が「身体障害者手帳（1・2級）」の交付を受けた方」または「知的障害者の療育手帳（A判定）」を受けた方」で、市民税が非課税または均等割課税のみの世帯
  - ③ひとり親家庭で、福祉事務所の母子（寡婦）世帯原簿などに登録され、市民税が非課税または均等割課税のみの世帯
  - ④要介護度4または5の認定を受けた67歳以上の高齢者を、自宅で日常生活の介護をしている世帯
  - ⑤「70歳以上の単身世帯」または「70歳以上の方がいる世帯」で、同居する親族が65歳以上の方々のみの世帯」で、市民税が非課税の世帯
- 水道料金、引越手続などの問合せ先**  
お客様センター窓口（市役所1階上下水道課隣）ゆうばり麗水（れいすい）株式会社 ☎53-2011  
その他の問合せ先  
市上下水道課 ☎52-3152

## し尿収集料金

一般廃棄物処理業者のし尿処理によって受けることができます。料金は、次のとおりとなります。  
10リットルあたり  
44円 ↓ 45円

**消防法の規定により行う製造所、貯蔵所、または取扱所に関する事務について徴収する手数料**  
危険物施設設置許可申請などに係る手数料の一部について改正があります。詳細は問合せください。

**問合せ先 市消防署予防グループ**  
☎53-4122

その他、市役所の窓口などで徴収する使用料、手数料などについては、今回の消費税率引き上げに伴う料金改正はありません。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

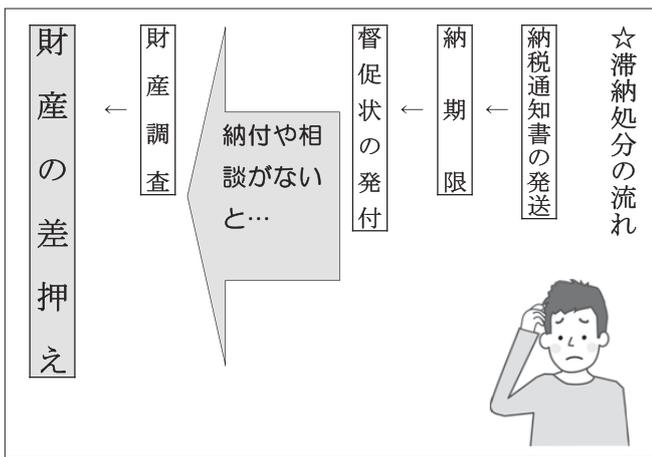
## STOP 滞納! 今年度の収納対策

市では市民負担の公平性を確保するため、より適正で効率的な徴収に取り組みんでいます。

今年度も引き続き、滞納の解消につながる取り組みをさらに強化し、市民生活を支える安定的な財源確保に努めます。

### ☆市税や保険料を滞納すると

市税・保険料が滞納となった場合、納期限後、20日以内に督促状を発送します。督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合、滞納者の財産を差押えなければなりません。



## ☆平成25年度から実施した新たな取り組み

### ◆搜索の強化

再三の催告にもかかわらず納税・納付に応じない滞納者に対しては、自宅・事務所などを解錠して室内を搜索し、公売可能な財産の差押え・搬出を行います。



### ◆インターネット公売の開始

インターネットオークションにより、搜索などで差押えた動産を公売し、滞納市税・保険料に充当しました。

第1回（平成26年1月実施）

旧モデルの自動車カタログなど93件  
落札合計額 151,890円

第2回（平成26年2月実施）

小便小僧の置物、演歌カセットテープセットなど5点  
落札合計額 40,800円

### ◆FP資格者による無料相談会の実施

FP（ファイナンシャルプランナー）資格を持つ行政書士による家計診断や生活再建のための相談会を開催し、市税・

保険料を払いたくても払えない方の滞納の解消に繋がりました。

## ☆今年度さらに強化する取り組み

### ◆不動産公売の強化

不動産差押えを推進し、インターネットオークションなどを活用し積極的に公売します。

### ◆タイヤロック・ミラーズロックの強化

自動車の差押えについて、タイヤロックやミラーズロックの実施を強化します。

納付に応じない場合は、車両を引き上げ、インターネットオークションなどを活用し積極的に公売します。



### ◆弁護士との連携

多重債務などで悩んでいる方は、市で取引状況を照会し、過払い金が判明した場合、弁護士と連携して迅速な回収に当たります。回収後はFP資格者相談を活用し、担保力の回復に向けた生活再建を支援します。

## ☆納められない事情がある方は

病气・失業などのやむを得ない事情で一時的に納期限内に納付することが困難になった場合、悩まずに必ず相談してください。

## ☆インターネット公売のお知らせ

市税・保険料の滞納処分として差押えた動産を、ヤフー株式会社が提供するインターネットオークション「官公庁オークション」を利用し、次のとおり売却します。

### 参加申込受付期間

平成26年4月14日（月）～30日（水）

### 入札期間

平成26年5月9日（金）～11日（日）

### 買受代金納付期限

平成26年5月19日（月）午後2時30分

### 参加申込などの方法

参加申込などはインターネットで次のページからの申込みとなります。（Yahoo! JAPAN官公庁オークション）  
<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>  
入札に参加する前に必要な手続き（無料）  
Yahoo! JAPANのIDの取得

登録メールアドレスの確認

参加資格 日本語を理解できる20歳以上

の方で、夕張市インターネット公売ガイドラインを順守できる方

今回の公売物件 掛け時計、扇風機、ジーンズ、デニムジャケットなど

問合せ先 市収納係 ☎52-3129

## 夕張シューパロダムについて

平成26年3月4日、夕張シューパロダム管理棟内で湛水式が開催され、試験湛水が始まりました。

試験湛水は、サーチャージ水位（洪水調節容量）まで貯めてから最低水位まで放流し、ダム本体、放流設備、貯水池周辺などの安全性を検証します。

今般、試験湛水を行えるのも、先祖伝来の貴重な土地を提供していただいた地権者の皆様を始め、多くの関係者の協力のおかげと、深く感謝を申し上げます。

これまで、農業用と発電を目的として使用してきた大夕張ダムの下流に、洪水調節・流水の正常な機能の維持・かんがい用

水・水道用水・発電を目的とした多目的ダム、「夕張シューパロダム」が誕生しました。

ダムの大きさは大夕張ダムの1.5倍、シューパロ湖の総貯水量は約5倍と、日本第2位の湛水面積となります。

ダムがもたらす水の恵みは、夕張市をはじめ札幌市、江別市、石狩市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町など8市6町1村におよび、夕張川・石狩川の下流域には約200万人が暮らしています。

100年に一度発生するような大規模な大雨（3日間でも300ミリの降雨量が降っても、下流に流す水の量をおよそ3分の1に抑えることができます。

夕張シューパロダムは、洪水から人々と暮らしを守り、農業用水・水道用水となる水資源を確保し、流域の人々の安心で豊かな暮らしを支えます。また、川の自然を守る大事な役割を担うとともに、水の力を利用して、二酸化炭素を排出しないクリーンな電力をつくります。

今後、夕張シューパロダムが、交流人口の増加につながる起爆剤として期待したいと思います。市ホームページで湛水状況や見学などについてのダム情報をご覧ください。

今後とも皆様のご協力をよろしく願います。

問合せ先 市都市計画土木係

☎ 52-3159

## 夕張シューパロダム建設事業の経過

- 昭和37年 大夕張ダム完成
- 昭和55年 大夕張ダム嵩上げを計画
- 昭和56年 台風12号により石狩川水系で大洪水
- 昭和57年 夕張川に治水ダムを計画
- 平成2年 南部地区の三菱南大夕張炭鉱閉山
- 平成7年 建設着工
- 平成8年 基本協定締結、損失補償基準発表・調印
- 平成9年 清水沢宮前町に集団移転地完成、住民移転
- 平成17年 本体工事着手
- 平成20年 定礎式、2次転流工工事着手
- 平成23年 付替国道供用開始
- 平成25年 二股発電所廃止、大夕張ダム運用終了
- 平成26年 試験湛水開始
- 平成27年 夕張シューパロダム完成・供用開始（予定）



## キッズアスリートスクール

## スケッチ

### ひな人形



3月8・9日 ゆうばり文化スポーツセンター  
夕張高校と美唄中学校の体育科教諭の協力により、小学生を対象にしたキッズアスリートスクールが初めて行われました。夕張高校のバスケットボール部と美唄中学校の陸上部の生徒も参加して、子どもたちと一緒にリレーをしたり、スタートや走り方の手本を見せてくれるなど、楽しくトレーニングをしました。

3月10日 沼ノ沢地区  
沼ノ沢地区のお宅に約120年前のひな人形があります。毎年桃の節句の時期に合わせて飾られ、この日は沼ノ沢保育園の園児などが見学に訪れました。5月人形もあり、端午の節句の時期に飾られる予定です。

国民年金の取り扱いが  
4月から変わりました

保険料の取り扱い

◆国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます。申請時点の2年1カ月前分までさかのぼって申請ができるようになります。 (学生納付特例も同様)

◆法廷免除期間のうち、本人が申し出した期間は、保険料を通常どおり納付することができます。

◆付加保険料も2年間納付できるようにになりました。

◆年金の受け取り  
子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます。

※平成26年4月以降に死亡した方の遺族年金が対象

◆未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されました。

受け取れる遺族の範囲は「配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹」でしたが、これに加え「それ以外の3親等内の親族(甥、姪、おじ、おば、子の配偶者など)」まで拡大されました。

※平成26年4月以降に死亡した方の未支給年金が対象になります。

◆国民年金の任意加入未納期間が受給資格期間に算入されます。

◆繰り下げ請求が遅れた場合でも、老齢年金の受給権を取得した日から5年を経過した日の属

する月の翌月から増額された年金が支給されます。

◆障害年金の額改定請求が1年を待たずに請求できるようになりました。

◆さかのぼって障害者特例による支給を受けられるようになりました。

すでに障害年金を受けている方が請求した場合、老齢厚生年金の受給権を取得したときまでさかのぼって支給を受けることができます。

◆年金受給者が所在不明となつて1カ月以上経過した場合、世帯員(住民票上の世帯が同一の方)はその旨を年金事務所へ届出をする必要があります。

※詳しくは岩見沢年金事務所へ問合せください。

問合せ先 岩見沢年金事務所  
01226-22-5804

70歳から74歳の医療費の  
窓口負担割合の見直し

70歳から74歳の方の医療費窓口負担は、法律上2割となつていますが、国の特例措置でこれまで1割負担とされてきました。

平成26年度から、より公平な仕組みとするために窓口負担割合が見直されることとなりました。

見直しにあたっては、高齢者の方の生活に影響が生じることのないよう、平成26年4月2日

以降70歳を迎える方から、段階的に実施されることとなりました。

一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方

◆70歳の誕生日の翌月の診療から、窓口負担が2割となります。

◆窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方

◆平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。

問合せ先 市健康保険係 052-3105

ごみ収集日の変更について

4月1日から、平和、日吉、虹ヶ丘地区の資源ごみの収集日に変更となります。

該当地区には新しいごみ収集カレンダーを配布しますので、協力をお願いします。

変更後の収集日

平和 第1・3火曜日(午前)  
日吉・虹ヶ丘

第1・3水曜日(午前)

問合せ先

市環境生活係 052-3108

夕張中学校卒業式



3月13日 夕張中学校  
今年の卒業生は50人。式典では笑顔だった生徒たちも、教室での最後のホームルームでは涙も見られました。義務教育が終了し、これからは自分の選んだ道に向かって歩んでいきます。

3月15日 南清水沢生活館  
三世代の交流を目的に行われているこの行事は、今年で5年目。幼児からお年寄りまで約100人が集い、体操や昔遊び、カン積み競争などで楽しく交流しました。手作りの昼食を囲んだ後は、手品ショーも行われました。

まちがど

世代交流の集い



**市営・道営住宅の  
入居者随時募集**

市では、緊急に入居する必要  
がある住宅困窮者に対応するた  
め、過去に申し込み受け付けを  
行った住宅のうち、入居者が決  
まらなかつた住宅について、随  
時募集を受け付けています。  
**入居資格** 政令で定める収入の  
基準を満たす方、地方税を滞納  
していない方、住宅に困ってい  
る方など

**申込場所** 市役所3階建築住宅  
係に、関係書類（申込用紙、印  
鑑、入居者全員分の収入が分か  
るものなど）をお持ちのうえ、  
相談してください。先着順での  
受け付けとなります。  
**その他** 随時募集住宅は、申し  
込み状況などにより変動があり  
ます。詳細は市建築住宅係へ問  
合せてください。

**問合せ先**  
市建築住宅係 ☎52-3119

**市営住宅使用料の納付に  
ついて**

平成26年度の市営住宅使用料  
納入通知書は、4月10日に発送  
予定です。内容を確認のうえ、  
納期限までに納めてください。

口座振替の方は、納期限が引  
き落とし日となりますので、事

前に残高を確認してください。

3月20日までに申請のあつた  
「公営住宅使用料減額（免除）  
申請」の認定結果を同封してい  
ますので、該当する方は確認し  
てください。

**住宅使用料が納期限までに納  
入されない場合は、督促状を発  
送します。3カ月以上滞納する  
と、連帯保証人に督促状が発送  
されるなどの迷惑がかかること  
もに、住宅の明け渡し請求を行  
い、住宅の使用許可を取り消す  
場合があります。**

場によっては、裁判などに  
より処理することとなりますの  
で、住宅使用料を納められない  
特別な事情がある場合は、市建  
築住宅係へ相談してください。

**問合せ先**  
市建築住宅係 ☎52-3119

**住民票・戸籍の請求  
届出には本人確認が必要**

住民票、戸籍（謄・抄本）な  
どの請求や転出、転居、戸籍の  
転籍などの異動の届け出をする  
場合、窓口での本人確認が必要  
となります。

**「本人が窓口に来る場合」**

窓口に来る方は、運転免許証、  
写真付き住民基本台帳カード、  
身体障害者手帳などの写真付き  
の本人確認書類を提示してくだ

さい。

写真付きの本人確認書類がな  
い場合は、健康保険証、介護保  
険証、後期高齢者医療保険証、  
年金手帳など最低2つの提示が  
必要です。

**「代理人が窓口に来る場合」**

代理人の方については、委任  
状などの代理権限の確認を行  
います。併せて代理人の方の本人  
確認も必要となります。

窓口に来るときは、必要書類  
を確認のうえお越しください。

※印鑑登録証明書申請には、  
印鑑登録証（カード）を必ずお  
持ちください。

◎住民基本台帳カードをお持ちの方  
転出入の異動の場合、カード  
の継続利用が可能となります。  
転入手続きのときに暗証番号を  
確認のうえ、カードを持参して  
ください。転居の場合、写真付  
き住民基本台帳カードをお持ち  
の方は、記載事項の変更のため、  
暗証番号を確認のうえ、市市民  
係へカードを提出してください。

**問合せ先**  
市市民係 ☎52-3104

**確定申告を忘れていたとき**

確定申告をしなければならな  
いのに、確定申告を忘れていた  
ときは、できるだけ早く申告し  
てください。必要な確定申告を

しなかつた場合は、税務署長が  
所得金額や税額を決定します。

税務署長が決定を行う場合や  
提出期限に遅れて申告した場合  
などは、新たに加算税が賦課さ  
れる場合があるほか、法定納期  
限の翌日から納付日までの延滞  
税を併せて納付しなければなり  
ませんので、注意してください。

**問合せ先** 岩見沢税務署  
☎0126-22-0810（音  
声案内2）

**こころの健康相談**

心の健康問題を抱える人や家  
族などに対して、精神科医師な  
どによる面接相談を実施しま  
す。

**とき・ところ**  
保健福祉センター 5月14日、  
8月20日、11月12日、3月11日  
いずれも午前10時～正午

**岩見沢保健所** 毎月第3木曜日  
（ただし4月第3火曜日）い  
ずれも午後1時～3時

**実施機関** 岩見沢保健所  
**申込方法** 電話による予約制で  
す。予約の受け付けは、相談日  
前日の午前中までです。

**申込先** 岩見沢保健所健康推進  
課健康支援係

☎0126-20-0111  
※随時、岩見沢保健所健康支援  
係保健師が、電話・面談による  
相談を実施します。

**問合せ先**

市保健係 ☎52-3106

**「コミュニティ助成事業で  
プランターとテント整備**

財団法人自治総合センターの  
宝くじ社会貢献広報事業「コミ  
ュニティ助成事業」を活用し、  
プランターとテントを整備しま  
した。



今後、コミュニティ活動の活  
発化に役立てていきます。

**問合せ先** 市まちづくり企画室  
☎52-3141

**野犬掃討の実施**

4月1日から平成27年3月31日までの期間、市内全域で野犬掃討を実施します。

放し飼いにしている犬や鎖から外れてうろついている犬は、野犬として捕獲され、岩見沢保健所由仁支所に抑留(棄殺)されますので、放し飼いをしないでください。

**飼い主の皆さんへ**

◆飼い犬が逃げ出したり、いつの間にかいなくなり、行方不明になることがあります。見つからない場合は、夕張警察署へ届け出してください。

◆市環境生活係や岩見沢保健所由仁支所に捕獲されていることもありますので、すぐに連絡してください。

◆首輪には必ず犬鑑札や連絡先をつけてください。

◆犬の放し飼いはやめてください。

◆散歩中に犬を放すと、人を追いかけたり、人を咬むなどの事故が起きることがありますので、絶対にやめてください。

◆フンの後始末は、飼い主の責任できちんとしてください。

◆問合せ先

市環境生活係 ☎52-3108

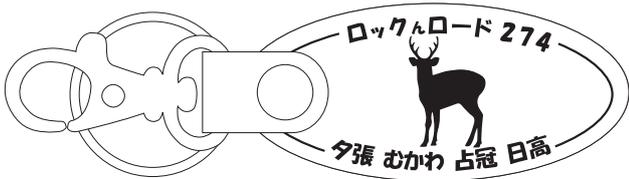
**ロックンロード274  
キーホルダー販売中**

樹海ロード広域連携協議会では、夕張市・むかわ町・占冠村・日高町の協力店舗で優待が受けられる、共通キーホルダーを販売しています。

昨年度までのリストバンドからデザインを一新して、平成26年度はキーホルダーになりました。

有効期限 平成27年3月31日

価格 1個 500円 ※販売店は問合せください。



**問合せ先**

樹海ロード広域連携協議会事務局  
(市まちづくり企画室) ☎52-3141

**岩見沢税務署から**

資産課税(相続税・贈与税・譲渡所得)に関する個人相談は、相談日を設けて事前に予約を受け付けていますので、電話による予約をお願いします。

申込・問合せ先

岩見沢税務署 0126-22-0810(音声案内2)

**平成26年度消費生活相談**

消費生活相談窓口の場所が変わります。4月からは、商工会議所2階の司法書士いまがわ事務所と相談をお受けします。

消費者トラブルは巧妙化し、被害金額も多くなっています。相談は無料ですので、困ったときは気軽に相談してください。

**相談例**

(架空請求)  
身に覚えのない商品が届いたが、払わなければならないのか?  
(過量販売)  
次々に商品を購入させられてしまったが、解約できますか?  
(クーリングオフ)  
訪問販売でいらぬものを買ってしまっただが、解約できますか?

**相談受付日**

●電話相談 毎週火・木曜日  
●来所相談 毎週火曜日  
※時間は午前10時〜午後1時、

祝日、12月31日〜1月5日は除く。火曜日以外の相談も、事前の電話予約で対応します。

相談窓口 司法書士・行政書士いまがわ事務所内(商工会議所2階) ☎52-1825

**英会話教室受講生募集**

外国語指導助手(ALT)のゲルダ・ゴンザレスさんによる英会話教室を開講します。

対象 市民の方  
期間 4月21日〜7月7日(隔週月曜日、全6回)

とき 午後6時〜8時  
ところ 清水沢地区公民館

定員 15人(先着順)  
受講料 無料

申込期限 4月16日  
申込・問合せ先

市社会教育係 ☎52-3166

**北越 螢「習字展」**

小学生から中学3年生までの作者の成長をたどる作品展。観覧無料。

とき 4月15日〜5月9日  
午前8時45分〜午後5時30分(市役所開庁時間)

ところ ふるさとギャラリー「あずましい」(市役所2階)

問合せ先 市社会教育係 ☎52-3166

**平成26年度前期技能検定受検者募集**

受付期間 4月7日〜18日  
受検資格 1級(7年以上の実務経験を有する方または2級取得後実務経験が2年以上を有する方)、単一級等(3年以上の実務経験を有する方)、2級(2年以上の実務経験を有する方または3級取得者)、3級(半年以上の実務経験を有する方または該当する科目で職業訓練・高等学校・短期大学・大学・各種専修学校の在校生を含む)

実施職種 造園、鉄工、とび、建築板金、建築塗装など

その他 経験年数の短縮、免除、実施職種、受検手数料など詳細は問合せください。

問合せ先 空知地方技能訓練協会 ☎0125-24-1880

**市長と話そう会 開催団体募集中!**

テーマを決めて、市長と話をしませんか?  
市長が皆さんの元へ出向きます。

希望日時やテーマなど事前に申込みが必要です。

申込・問合せ先 市まちづくり企画室 ☎52-3141

こどものへや

融雪出水期の注意事項

暖かくなり雪が解けてくると、屋根からの落水雪、雪崩、融雪に伴う出水による河川の氾濫や土砂災害などが発生する危険性があるのに注意が必要です。

● 気温が低く、古い雪の上に多量の新雪が積もったとき。

● ボールのような雪のかたまりが、斜面をコロコロと落ちてきている。

● 斜面に引っかき傷がついたような、雪の裂け目がある。

● こんなときには土砂災害の恐れ

● 降雪や降雨の後、天気が良く気温が上がったとき。

● 崖の高さが5メートル以上の急斜面である。

● がけの斜面に亀裂や湧き水がある。

● 過去にがけ崩れがあった。

● とまどき落石がある。

● 気温上昇や気象情報には特に注意が必要です

● 屋根の下を通るときは、雪やつららに十分注意してください。

● 暴風雪や大雪警報が発表されたら、なるべく外出を控える。

● 雪崩の発生や斜面の異常を発見したときは、北海道開発局道路

鎌田 むつきちゃん

平成23年1月18日生まれ



沼ノ沢

父・利郎さん 母・えりかさん

このコーナーに掲載する乳幼児(小学校入学まで)の写真をお待ちしています。

● 送り先 市総務係 ☎52-3170

緊急ダイヤル#9910へ  
問合せ先  
市消防本部 ☎53-4121

春の火災予防運動

消防署と消防団では、4月20日から30日まで、『消すまでは心の警報 ONのまま』を統一標語に、各地域で火災予防の啓発活動を行います。

● 春は強い風が吹くことが多く、火災の原因しやすい季節です。

● 火災の原因となる「たばこのポイ捨て」や「ごみ焼き」などは絶対にやめましょう。

● 火災原因の第一位である「放火」を防ぐため、家の周りや、アパートの階段・廊下に物品を置かないようにしましょう。

春の全国交通安全運動

セーフティコールゆうばり  
とき 4月7日 午後1時30分  
ところ ヤマト運輸(株)夕張宅配センター駐車場(紅葉山)

◆ 新入学・新入園の時期を迎えて、子どもたちが社会への第一歩を踏み出すこの時期に、親や大人が手本となり、交通事故を防ぎましょう。

◆ 歩行者事故には、「横断歩道を利用しない」、「信号を無視する」、「車を見ていない」、「ななめ横断する」という特徴があります。皆さんは大丈夫ですか？

◆ 横断するとき左右をしっかり確認しましょう。

◆ 夜間に外出するときは、明るい色の服装を身につけて、反射材をつけましょう。

◆ 運転する方は、子どもの飛び出しや、高齢者の横断に対応できる安全な速度で、思いやりのある運転をしましょう。

問合せ先 交通安全対策本部事務局(南支所) ☎59-6111

観光施設の夏季営業開始

施設名 石炭博物館、幸福の黄色いハンカチ想い出ひろば  
営業開始日 4月26日(土)  
問合せ先  
夕張りゾート ☎52-3456

電源立地地域対策交付金を活用しました

平成25年度電源立地地域対策交付金は、市内小中学校などの電気料や水道料、暖房用燃料に活用しました。

問合せ先 市まちづくり企画室 ☎52-3141

土地価格・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿による縦覧を行っています。

縦覧期限 6月2日(土・日・祝日は除きます)

縦覧時間 午前8時45分〜午後5時30分

縦覧場所 市賦課係(市役所2階)

縦覧に必要なもの 本人確認ができるもの(納税通知書など)

※代理人による縦覧の場合は、納税者からの委任状が必要です。

問合せ先  
市賦課係 ☎52-3120

平成26年3月1日 現在

人口 9,830人(48人)  
男 4,590人(-7人)  
女 5,240人(55人)

世帯数 5,513世帯(51世帯)  
( )は前月比

※住民基本台帳法の改正に伴い、外国人住民が含まれています。

次号、広報ゆうばり5月号は5月1日に配布します。